

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

1 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	SQL Server採用のための営業所オンラインシステム事前評価業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥9,864,800	令和6年1月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	－

随意契約理由書

1 案件名称

SQL Server 採用のための営業所オンラインシステム事前評価業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）のデータベース管理ソフトについては、現統合基盤上で「Oracle」を使用しています。しかしながら、次期統合基盤においては、オンプレミス（物理サーバを保有）からクラウド化を予定しており、引き続き「Oracle」を使用した場合、ライセンス料が高額（約 2 億円増）となります。

上記のことから、本業務については、本システムに関して、クラウドにおいてもライセンス料が比較的安価な「SQL Server」の採用の可否について事前評価を行うものです。

本システムについては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者になります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）